

別記36 消火設備の設置基準

製造所等は、その規模、貯蔵または取り扱う危険物の品名及び最大数量等により区分され、当該区分に応じて次のように消火設備を設置することとされている。(政令第20条)

1 著しく消火困難な製造所等とその消火設備

(1) 製造所・一般取扱所

(規則第33条第1項) 著しく消火困難の指定	指定数量の倍数	100倍以上(高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うもの及び規則第72条第1項に規定する危険物を除く)	
	延面積	1,000㎡以上	
	液表面積または高さ	6m以上(注1)の部分において取り扱う設備を有するもの。(高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものを除く。)	
	その他	部分設置の一般取扱所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたもの(注2)及び高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものを除く。)	
(規則第33条第2項) 消火設備	建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける (注4)	下の欄以外のもの	第1種、第2種又は第3種(火災の時煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、第2種又は移動式以外の第3種)、高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものについては第4種+所要単位の第5種(注3)
		硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	_____
		引火点が70以上の第4類の危険物のみを貯蔵し取り扱うもの	_____
	可燃性の蒸気等の滞留するおそれがある建築物又は室	第4種+所要単位の第5種	
	第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの	_____	
	作業工程上危険物の全部を包含できないとき	第4種+所要単位の第5種	

(注1)高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備(高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものを除く。)を有するものについては、消火器の放射能力範囲等を考慮し、著しく消火困難なものとなることとされていることから、高さの算定の起点となるのは消火活動上有効な床面であり、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動が有効に行い得るものであること。

(注2)「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部は、第3章第5節 第1 消火設備 1 著しく消火困難な製造所等及びその消火設備 (6)によること。

(注3) 危険物については第4種、第5種でカバー。

第1種、第2種又は第3種が設けられているときは、放射能力範囲内の部分について第4種を設けないことができる。

(注4) 給油取扱所は危険物のみの包含でよい。

高引火点危険物のみを100未満で取り扱う製造所・一般取扱所は、建築物、その他工作物を包含すればよい。

(2) 屋内貯蔵所

		軒高が6 m以上の平家建又は、 建築物内に設置するもの	その他のもの	
(規則第33条第1項) 著しく消火困難の指定	指定数量の倍数	150倍以上(第72条第1項に規定する危険物及び高引火点危険物のみのものを除く。)		
	延面積	150㎡を超えるもの(当該貯蔵倉庫が150㎡以内ごとに開口部のない不燃区画されたもの及び第2類(引火性個体を除く。) 又は第4類の危険物(引火点が70未満のものを除く。) のみのものを除く。)		
	液表面積または高さ	軒高6 m以上(注1)の平屋建のもの。		
	その他	建築物内に設置するもの(他の部分と開口部のない耐火構造の床 又は壁で区画されたもの及び第2類(引火性個体を除く。) 又は第4類の危険物(引火点が70未満のものを除く。) のみのものを除く。)		
(規則第33条第2項) 消火設備	建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける	下の欄以外のもの	第2種又は移動式以外の第3種	第1種の屋外消火栓設備、第2種消火設備、第3種の移動式の泡消火設備(屋外に限る。)、又は移動式以外の第3種
		硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	_____	
		引火点が70以上の第4類の危険物のみを貯蔵し取り扱うもの	_____	
	可燃性の蒸気等の滞留するおそれがある建築物又は室	第4種 + 所要単位の第5種		
	第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの	_____		
	作業工程上危険物の全部を包含できないとき	_____		

(注1) 高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備(高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものを除く。)を有するものについては、消火器の放射能力範囲等を考慮し、著しく消火困難なものとなることとされていることから、高さの算定の起点となるのは消火活動上有効な床面であり、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動が有効に行い得るものであること。

(3) 屋外タンク貯蔵所

		右欄以外のもの	地中タンクに係るもの	地上タンクに係るもの	
著しく消火困難の指定 (規則第33条第1項)	指定数量の倍数	100倍以上(地中タンク、海上タンクに係るもの及び固体の危険物を貯蔵し又は取り扱うものに限る。)			
	延面積	_____			
	液表面積または高さ	液体の危険物タンクで 1. 液表面積40㎡以上のもの。 2. 高さが6m以上(注1)のもの。(第6類の危険物及び高引火点危険物のみを100未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)			
	その他	_____			
消火設備 (規則第33条第2項)	建築物その他の工 作物及び 危険物を 包含する ように設 ける	下の欄以外のもの	第3種の固定式の泡 消火設備	第3種の固定式の泡 消火設備及び移動式 以外の不活性ガス消 火設備、移動式以外 のハロゲン化物消火 設備	第3種の固定式の泡 消火設備及び水噴霧 消火設備、移動式以 外の不活性ガス消火 設備又は移動式以外 のハロゲン化物消火 設備
		硫黄等のみを貯蔵 し、又は取り扱う もの	第3種の水蒸気消火 設備又は水噴霧消火 設備	_____	_____
		引火点が70以 上の第4類の危険 物のみを貯蔵し取 り扱うもの	第3種の水噴霧消火 設備又は固定式の泡 消火設備	_____	_____
	可燃性の蒸気等の滞留するお それがある建築物又は室	第4種 + 所要単位の第5種			
	第4類の危険物を貯蔵し、又は 取り扱うもの	第5種2個以上			
	作業工程上危険物の全部を包 含できないとき	_____			

(注1) 「高さ6m以上のもの」のタンクの高さの算定は、防油堤内の地盤面からタンク側板の最上段の上端(最上段の上端にトップアングルを有する場合にあっては、トップアングルを含む。)までの高さとする。

(4) 屋内タンク貯蔵所

著しく消火困難の指定 (規則第33条第1項)	指定数量の倍数		_____
	延面積		_____
	液表面積または高さ		液体の危険物タンクで 1. 液表面積40m ² 以上のもの。 2. 高さが6m以上(注1)のもの。(第6類の危険物及び高引火点危険物のみを100未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)
	その他		タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので引火点が40以上70未満の危険物に係るもの。(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されたものを除く。)
消火設備 (規則第33条第2項)	建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける	下の欄以外のもの	第3種の固定式の泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備、移動式以外の粉末消火設備
		硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	第3種の水蒸気消火設備又は水噴霧消火設備
		引火点が70以上の第4類の危険物のみを貯蔵し取り扱うもの	第3種の水噴霧消火設備、固定式の泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備、移動式以外の粉末消火設備
	可燃性の蒸気等の滞留するおそれがある建築物又は室		第4種+所要単位の第5種
	第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの		第5種2個以上
	作業工程上危険物の全部を包含できないとき		第4種+所要単位の第5種

(注1)高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備(高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うものを除く。)を有するものについては、消火器の放射能力範囲等を考慮し、著しく消火困難なものとなることとされていることから、高さの算定の起点となるのは消火活動上有効な床面であり、必ずしも建築物の床に限られるものではなく、火災時において第4種の消火設備等による消火活動が有効に行い得るものであること。

(5) 屋外貯蔵所及び移送取扱所

(規則第33条第1項) 著しく消火困難の指定	指定数量の倍数	屋外貯蔵所 100倍以上(第2類の引火性固体(引火点21未満のものに限る。)、第4類の第1石油類・アルコール類を貯蔵し、取り扱うものに限る。)	
	延面積	_____	
	液表面積または高さ	_____	
	その他	屋外貯蔵所 塊状の硫黄等のみを貯蔵し又は取り扱うもので囲いの内部の面積が100㎡以上 移送取扱所 移送基地内に存する部分に限る。	
(規則第33条第2項) 消火設備	建築物その他の工 作物及び 危険物を 包含する ように設 ける	下の欄以外のもの	第1種、第2種又は第3種(火災のとき煙が充満するおそれのある場所等に設けるものは、第2種又は移動式以外の第3種。
		硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	_____
		引火点が70以上の第4類の危険物のみを貯蔵し取り扱うもの	_____
	可燃性の蒸気等の滞留するおそれがある建築物又は室	第4種+所要単位の第5種	
	第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの	_____	
	作業工程上危険物の全部を包含できないとき	移送取扱所：第4種+所要単位の第5種	

(6) 給油取扱所

(規則第33条第1項) 著しく消火困難の指定	指定数量の倍数	_____	
	延面積	_____	
	液表面積または高さ	_____	
	その他	1. 一方開放型上階付き屋内給油取扱所 2. 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(一方開放型上階付き屋内給油取扱所を除く)	
(規則第33条第2項) 消火設備	建築物その他の工作物及び危険物を包含するように設ける (注1)	下の欄以外のもの	第3種の固定式の泡消火設備(危険物に限る) ・一方開放型上階付き屋内給油取扱所 建築物その他の工作物については所要単位の第5種。 ・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 第4種の消火設備を建築物その他の工作物及び危険物(第3種の消火設備により包含されているものを除く)を包含するように設ける。 第5種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の1/5
		硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもの	_____
		引火点が70以上の第4類の危険物のみを貯蔵し取り扱うもの	_____
		可燃性の蒸気等の滞留するおそれがある建築物又は室	第4種 + 所要単位の第5種
		第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの	_____
		作業工程上危険物の全部を包含できないとき	_____

(注1) 給油取扱所は危険物のみを包含でよい。

高引火点危険物のみを100未満で取り扱う製造所・一般取扱所は、建築物、その他工作物を包含すればよい。

2 消火困難な製造所等とその消火設備

		消火困難な製造所等の指定 (規則第34条第1項)			消火困難な製造所 等の消火設備 (規則第34条第2項)
施設	対象	指定数量の倍数	延面積	その他	
	製造所 一般取扱所	10倍以上(高引火点危険物のみを100未満の温度で取り扱うもの及び第72条第1項に規定する危険物を除く)	600m ² 以上	政令19条第2項の特例施設のうち、 <u>塗装等、洗淨等、焼き入れ等、ボイラー等、油圧装置等、切削装置等、熱媒体油循環装置の一般取扱所</u>	第4種の消火設備を建築物、工作物及び危険物を包含するように設け、並びに第5種の消火設備をその能力単位の数値が危険物の所要単位の数値の1/5以上になるように設ける
屋内貯蔵所	10倍以上(第72条第1項に規定する危険物及び高引火点危険物のみのものを除く)	150m ² を超えるもの	1. 平家建以外のもの 2. 特定屋内貯蔵所 3. 建築物内に設置するもの		
屋外貯蔵所	100倍以上(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く)		塊状の硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱うもので囲いの内部の面積が5m ² 以上100m ² 未満のもの		
給油取扱所			1. 著しく消火困難なもの以外の屋内給油取扱所 2. 屋内給油取扱所に該当しないメタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所		
第二種販売取扱所	全 部				
屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所	著しく消火困難なもの以外のもの(高引火点危険物のみを100未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うもの及び第6類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く)			第4種及び第5種をそれぞれ1個以上設ける	

第1種、第2種又は第3種を設けるときは当該放射能力範囲内の部分には、第4種を設けないことができる。なお、この場合における第1種から第3種までの消火設備は、危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならないものであること。

3 その他の製造所等の消火設備（規則第35条）

「著しく消火困難な製造所等」及び「消火困難な製造所等」以外のもの

	消火設備
地下タンク貯蔵所	第5種の消火設備を2個以上設けること。
移動タンク貯蔵所	1 アルキルアルミニウム等以外の危険物に係わるものにあつては、自動車用消火器のうち、次のいずれかを2個以上設ける。 (1) 霧状の強化液を放射するもの（8ℓ以上） (2) 二酸化炭素を放射するもの（3.2kg以上） (3) ブロモクロロジフルオロメタン（ハロン1211）を放射するもの（2ℓ以上） (4) プロモトリフルオロメタン（ハロン1301）を放射するもの（2ℓ以上） (5) ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン2402）を放射するもの（1ℓ以上） (6) 消火粉末を放射するもの（3.5kg以上） 2 アルキルアルミニウム等に係わるものについては、上記によるほか、乾燥砂150ℓ以上及び膨張ひる石または膨張真珠岩640ℓ以上を設ける。
製造所 一般取扱所 屋内貯蔵所 簡易タンク貯蔵所 屋外貯蔵所 給油取扱所 第一種販売取扱所	第5種の消火設備を、その能力単位の数値が建築物その他の工作物及び危険物の所要単位の数値に達するように設ける。（注1）

（注1）第1種から第4種までを設けるときは、当該放射能力範囲内の部分の第5種を所要単位の1/5以上になるように設けることをもって足りるものであること。この場合における第1種から第4種までの消火設備は、危険物の規制に関する政令第20条第1項第1号若しくは第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものでなければならぬものであること。

4 電気設備の消火設備（規則第36条）

電気設備に対する消火設備は、電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設置